

伊予市狭あい道路拡幅整備事業

※本事業は、個人の方が対象です。不動産業者など、法人は対象外です。

道路の幅員が4 mに満たない「狭あい道路」について、災害時や緊急時における緊急車両の進入や避難路の確保、日常生活における安全な通行のため、市民のみなさまのご理解とご協力を得て拡幅整備を進めます。

新築や建替えなどのときに、敷地に接する道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路の場合、道路の中心線から2 m（対面地が河川などの場合は対面地から4 m）後退（セットバック）することになります。

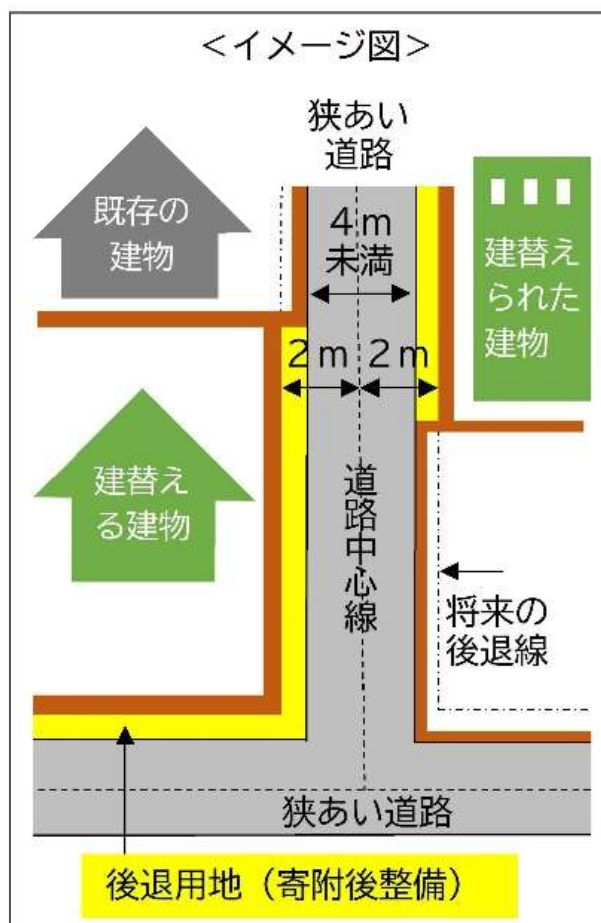
後退用地を市に寄附していただける場合、予算の範囲内において、市の費用で測量・分筆登記などを行い、舗装などの工事を行います。

寄附をご希望の方は、原則として建築前に事前協議をお願いします。

建築後でも寄附を受けられる場合がありますのでご相談ください。

※測量・分筆登記などは、後退後の境界構造物（縁石や塀など）設置後に行います。

※舗装などの工事は、登記の翌年度以降に計画的に実施します。すぐに工事をしたい方は、申請者負担での工事をお願いします。



申込み・
問い合わせ

〒799-3193 伊予市米湊820番地
伊予市 土木管理課 道路担当（☎089-983-1748）
都市整備課 建築担当（☎089-909-6362）

狭あい道路拡幅整備の流れ

次の表は、後退用地の寄附を希望する方の一連の流れの例です。建築時期や申込状況、工事計画などで実施年度が前後する場合があります。

申請者それぞれの状況によって異なりますので、事前協議時に詳細を確認して、必要な手続きや手順を協議します。

<例1>これから建築予定の方で、市に測量・分筆・舗装をしてほしい方

	申請者	市
1 年 目	①境界確認を行う（任意） ②中心線協議を行う（推奨） ③寄附の事前協議書を提出 ④事前協議が整ったら事前協議書の副本を返却する ⑤建築する（建築しない道路後退も可） ⑥境界構造物（縁石や塀など）を設置する	
2 年 目	⑦寄附申込書を提出する ⑧市または市が委託した土地家屋調査士が測量する ⑨現地で立会して境界を確認する ⑩登記承諾書や印鑑証明書などを提出する	⑪分筆・所有権移転登記を行う
3 年 目		⑫舗装などの工事を行う

<例2>これから建築予定の方で、既に分筆済で、舗装をしてほしい方

	申請者	市
1 年 目	①中心線協議を実施する（推奨） ②寄附の事前協議書を提出 ③事前協議が整ったら事前協議書の副本を返却する ④建築する（建築しない道路後退も可） ⑤境界構造物（縁石や塀など）を設置する ⑥寄附申込書、登記承諾書、印鑑証明書などを提出する	⑦所有権移転登記を行う
2 年 目		⑧舗装などの工事を行う

<例3>既に建築して境界構造物を設置し、市に測量・分筆・舗装をしてほしい方

	申請者	市
1 年 目	①既に境界構造物（縁石や塀など）を設置済 ②寄附の事前協議書を提出 ③事前協議が整ったら事前協議書の副本を返却する ④寄附申込書を提出する ⑤市または市が委託した土地家屋調査士が測量する ⑥現地で立会して境界を確認する ⑦登記承諾書や印鑑証明書などを提出する	⑧分筆・所有権移転登記を行う
2 年 目		⑨舗装などの工事を行う

事業の対象となる狭あい道路

		対象道路（※建築基準法第42条第2項に規定する道路）
都市計画区域	市街化区域	市道・法定外道路（里道など）
	市街化調整区域	市道
都市計画区域外		対象なし

※建築基準法第42条第2項の道路に該当するかは、あらかじめ特定行政庁（愛媛県中予地方局建設部建築指導課（住所：松山市北持田町132番地 電話番号：089-909-8778））にご確認ください。

寄附の事前協議

【申請者】対象道路に接している土地の所有者で、後退用地の寄附を希望する方

【提出書類】下表のとおり。ご不明な点をご相談ください。

共通	・伊予市狭あい道路整備事業事前協議書 ・付近見取図 ・配置図（土地利用計画図） ・公図の写し ・土地の全部事項証明書の写し ・現況写真
場合によって必要	・建築確認に関する書類（申請書、確認済証、検査済証、図面など） ※建築を伴う場合 ・境界確認書の写し ※確認済の場合 ・道路中心線協議書の写し ※協議済の場合 ・地積測量図の写し ※分筆済の場合 ・その他市長が必要と認めるもの

※事前協議は、市への道路用地寄附の事前協議であり、建築確認申請の事前協議ではありません。

寄附申込み

事前協議が整い、後退後の境界構造物（縁石や塀など）を設置した方は、寄附申込書の提出をお願いします。

建築予定の方へ

市では道路中心線協議（道路の中心線について対面地・隣接地と協議し承諾を得ること）を推奨しています。

道路の中心線を基準に後退線が決まるため、不十分な後退では寄附を受けられません。ご近所トラブルを避けるためにも、なるべく行っていただきますようお願いします。

また、縁石や塀などの施工の際にも、2、3cmでも後退が足りない場合は寄附が受けられなくなりますので、誤差を考慮し余裕をもって後退していただきますようお願いします。